

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会  
子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関する規程

平成28年2月1日  
規程第 115号

(趣 旨)

第1条 この規程は、子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 基金は、生活困窮世帯に属する子どもの支援を目的として、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する。

(積 立)

第3条 基金として積み立てる額は、前条の目的のための寄附金を主な財源とし、本会社会福祉事業区分会計予算をもって定める。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は基金に繰り入れるものとする。

(基金の使用)

第6条 基金は、下記の各項に掲げる生活困窮世帯に属する子どもへの支援事業の財源として、本会社会福祉事業区分会計予算に計上し、その全部または一部を使用することができる。

- (1) 生活困窮世帯に属する在学者及び子ども（18歳未満の者）の通学費用・教材費・制服代等、学校生活維持のための支援金交付事業
- (2) 歳末時期の援護金及び母子・父子家庭、両親以外が子どもを養育している家庭へのクリスマスプレゼント事業
- (3) 生活困窮世帯に属する子どものための学習教室設置運営事業財源

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。